



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可（農政経済課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定・2件（海岸防災課）…………… 2

公 告

- 沖縄県職員選考採用試験の実施（人事課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・14件（南部土木事務所）…………… 6

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施……………10

収用委員会事項

- 公示送達……………11

告 示

沖縄県告示第490号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を認可した。

平成28年 9月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
平良玄榮	石垣市字平久保	石垣市字平久保平久保牧234番1334
石嶺真勝	石垣市字平得	石垣市字平久保平久保牧234番1180
石嶺真実	石垣市字伊原間	石垣市字平久保平久保牧234番1180
新里朋矢	石垣市八島町	石垣市字平久保平久保牧234番1180
新里良光	石垣市字平久保	石垣市字平久保平久保牧234番1180
友利謙吾	石垣市字大浜	石垣市字平久保平久保牧234番1178
沖縄県農業協同組合	那覇市楚辺	石垣市字平久保平久保牧234番1178ほか1筆
農事組合法人北部牧野組合	石垣市字伊原間	石垣市字伊原間カンニン原250番1

2 認可年月日 平成28年 9月 9日

沖縄県告示第491号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成28年 9月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
名護加入区	主としてまぐろ一本釣漁業	名護市字汀間39番地の4 大城一男 名護市字汀間39番地の3 大城久和

沖縄県告示第492号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 9月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安波茶(1)－1	浦添市仲間三丁目及び字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安波茶(1)－2	浦添市字仲間、仲間三丁目及び字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
安波茶(4)	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
伊祖	浦添市伊祖三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(2)－1	浦添市牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(3)	浦添市牧港五丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(4)	浦添市牧港二丁目及び牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
牧港(5)	浦添市牧港三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(3)	浦添市字城間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
港川(4)	浦添市字港川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

港川(5)	浦添市字港川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
城間	浦添市城間四丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城(1)	浦添市宮城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城(2)	浦添市宮城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勢理客(1)	浦添市勢理客二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
勢理客(2)	浦添市勢理客二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
内間(1)	浦添市内間三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
内間(2)	浦添市勢理客一丁目及び内間五丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
沢岬(1)	浦添市沢岬一丁目及び沢岬二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
沢岬(2)	那覇市首里末吉町3丁目及び浦添市沢岬二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び中部土木事務所並びに那覇市役所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
沢岬(3)	浦添市沢岬一丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
経塚(1)	浦添市沢岬一丁目及び字経塚の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
前田(1)	浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
前田(2)	浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
西原	浦添市西原三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平	浦添市安波茶一丁目及び安波茶三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平(1)	浦添市安波茶一丁目及び大平三丁目の区域のうち、次の図に	急傾斜地の崩壊

	示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	
大平(2)－1	浦添市字大平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平(2)－2	浦添市字大平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平(3)	浦添市大平二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
大平(4)	浦添市字大平の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
宮城	浦添市屋富祖二丁目及び宮城二丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	地滑り
大平	浦添市安波茶一丁目、安波茶三丁目及び大平三丁目の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第493号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 9月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石嶺	那覇市首里石嶺町3丁目及び4丁目並びに浦添市字前田の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び中部土木事務所並びに那覇市役所及び浦添市役所において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊

公 告

沖縄県職員選考採用試験を次のとおり行います。

平成28年 9月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 採用職種、採用予定数、職務内容等

採用職種	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
職業訓練指導員 （建設機械整備科）	1名	主に、職業能力開発校において、建設機械整備科の職業訓練指導業務に従事する。	浦添職業能力開発校
職業訓練指導員 （メディア・アート科）	1名	主に、職業能力開発校において、メディア・アート科の職業訓練指導業務に従事する。	具志川職業能力開発校

職業訓練指導員 (情報システム科)	1名	主に、職業能力開発校において、情報システム科の職業訓練指導業務に従事する。	具志川職業能力開発校
----------------------	----	---------------------------------------	------------

2 受験資格

- (1) 建設機械整備科の職業訓練指導員を希望する者 昭和46年4月2日以後に生まれた者で、二級自動車整備士（ガソリン又はジーゼル）の資格を有し（平成29年3月31日までに同資格を取得する見込みのあるものを含む。）、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 職業訓練指導員免許（建設機械科）を有する者
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を職業訓練指導員免許（建設機械科）に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状（工業）を有する者で、平成29年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの
 - ウ イのほか、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第3項で定める職業訓練指導員免許（建設機械科）の取得要件を満たす者で、平成29年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの
- (2) メディア・アート科の職業訓練指導員を希望する者 昭和46年4月2日以後に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 職業訓練指導員免許（デザイン科）を有する者
 - イ 職業能力開発促進法第28条第3項で定める職業訓練指導員免許（デザイン科）の取得要件を満たす者で、平成29年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの
- (3) 情報システム科の職業訓練指導員を希望する者 昭和46年4月2日以後に生まれた者で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者
 - (ア) 職業訓練指導員免許（情報処理科）を有する者
 - (イ) 職業訓練指導員免許（コンピュータ制御科）を有する者
 - イ 学校教育法による大学を職業訓練指導員免許（情報処理科・コンピュータ制御科）に関する学科を修めて卒業し、高等学校の教員の普通免許状（工業・情報）を有する者で、平成29年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得する見込みのあるもの
 - ウ イのほか、職業能力開発促進法第28条第3項で定める職業訓練指導員免許（情報処理科・コンピュータ制御科）の取得要件を満たす者で、平成29年3月31日までに同免許を取得する見込みのあるもの
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次の事項に該当する者は、受験できません。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の内容、日時及び場所等

試験区分	試験の内容	日時及び場所
書類選考	4(2)により提出された履歴書等に基づき、該当科の受験資格を満たしているかを審査します。	
教養試験及び適性検査	教養試験は、公務員として必要な一般的知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般的知能について択一式による筆記試験を行います。 適性検査は、職務遂行に必要な適性について検査します。	平成28年11月20日（日曜日）に予定しており、詳細については、書類選考合格者に通知します。
面接試験及び実技試験	面接試験は、公務員としての適格性及び職業訓練指導員としての専門的知識について個別面接による人物試験を行います。	平成28年12月中旬に予定しており、試験の日時、場所等については、教養試験及び適性検査合格者に通知しま

実技試験は、該当科の指導員としての技能・技術を有しているかについて実技試験を行います。	す。
---	----

4 受験手続

- (1) 申込先 沖縄県総務部人事課（沖縄県庁舎5階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098 (866) 2090
- (2) 申込方法 次に掲げるものを(1)の申込先に簡易書留で郵送し、又は直接持参して提出してください。
 - ア 履歴書（所定の様式）に自筆（黒色ボールペン使用）で記載し、申込前3か月以内に撮影した顔写真を写真欄に貼付すること。
 - イ 実務経歴書（所定の様式） 実務経験のない者は、「該当なし」と記載して提出すること。
 - ウ 資格を証明する書類
 - (ア) 職業訓練指導員免許の写し（該当者に限る。）
 - (イ) 高等学校教諭普通免許状の写し（該当者に限る。）
 - (ウ) 職業能力開発促進法第28条第3項で定める免許取得要件に該当する者については、該当することを証する書類
 - (エ) 二級自動車整備士（ガソリン又はジーゼル）技能検定合格証書の写し（建設機械整備科のみ）
 - エ 大学を卒業した者にあつては、大学の卒業証明書及び学業成績証明書
 - オ 82円切手を貼った封筒（表面に受験者の受取先及び氏名を記載したもの）
- (3) 受付期間 平成28年9月20日（火曜日）から同年10月18日（火曜日）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

5 合格発表

- (1) 書類選考の結果については、平成28年11月上旬に受験申込者に通知します。
- (2) 教養試験及び適性検査の合格者は平成28年12月上旬に、面接試験及び実技試験の合格者は翌年1月中旬に、県庁正門の掲示板に掲示するほか、沖縄県ホームページに掲載します。また、合格者に通知します。

6 合格発表後の取扱い

- (1) 最終合格者は、平成28年度沖縄県職員選考採用候補者名簿に登載され、採用される日は、平成29年4月1日です。（平成29年3月31日までに職業訓練指導員免許を取得できなかった場合は、採用されません。）
- (2) 採用されることを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人宛て通知します。
- (3) 選考採用候補者名簿の有効期限は、最終合格発表の日から1年間です。ただし、採用されることを辞退した者については、選考採用候補者名簿から削除します。

7 給与

- (1) 初任給は、大学卒業後すぐに採用された場合、160,200円程度（平成28年4月現在）ですが、一定の職歴等がある場合は、その経歴に応じた経験年数等を加味した額が支給されます。
- (2) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年12月15日 沖縄県指令南土第1322号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真菜里599番2、599番3及び600番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目16番5号 岡本康則
- 5 検査済証番号 平成28年7月13日 N第685号
- 6 工事完了年月日 平成28年6月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 9月 8日 沖縄県指令南土第940号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原26番24
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1199番地ハピネスハイム202号 長嶺徳雄
- 5 検査済証番号 平成28年 7月20日 N第686号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月25日 沖縄県指令南土第1182号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原177番2及び178番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄41番地5-102号室 平良一善、豊見城市字座安318番地4 平良富士乃
- 5 検査済証番号 平成28年 7月21日 N第687号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 1月16日 沖縄県指令南土第48号、平成28年 4月12日 沖縄県指令南土第510号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁真壁原101番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字金良71番地10 新城光淳、豊見城市字金良71番地10 新城好江
- 5 検査済証番号 平成28年 7月22日 N第688号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月 6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 9月16日 沖縄県指令南土第969号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛576番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字長毛345番地県営長毛団地3-204号 玉城康弘
- 5 検査済証番号 平成28年 7月25日 N第689号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 8月18日 沖縄県指令南土第885号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安中前原181番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長211番地サウスヒルズ303号室 宇杉竜一、豊見城市字翁長211番地サウスヒルズ303号室 宇杉かつみ
- 5 検査済証番号 平成28年 7月26日 N第690号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 6月 9日 沖縄県指令南土第674号、平成27年10月22日 沖縄県指令南土第1080号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長舟無小原61番 8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂189番地オアシスB I N101号室 長谷川陽一
- 5 検査済証番号 平成28年 7月27日 N第691号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年11月25日 沖縄県指令南土第1175号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字伊良波伊良波原131番 3、131番 7 及び151番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市国場1183番地 2 びゅあレジデンス406号 下地康司、那覇市国場1183番地 2 びゅあレジデンス406号 下地美加
- 5 検査済証番号 平成28年 7月27日 N第692号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月 2日 沖縄県指令南土第1201号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里前原334番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市小禄 1丁目 5番23号一丁目マンション201 藤田直也
- 5 検査済証番号 平成28年 8月 1日 N第693号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 2月21日 沖縄県指令南土第208号、平成28年 8月 3日 沖縄県指令南土第1119号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里936番 1 及び936番 4 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里937番地の 1 上原孝紀
- 5 検査済証番号 平成28年 8月 3日 N第694号
- 6 工事完了年月日 平成27年 9月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 2月10日 沖縄県指令南土第124号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂140番17
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字真玉橋146番地コモドハウス K301号 中村勝美
- 5 検査済証番号 平成28年 8月 9日 N第695号
- 6 工事完了年月日 平成28年 8月 2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 4月27日 沖縄県指令南土第548号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波36番 1 の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字賀数469番地ニュー・ワールド307号 小林司
- 5 検査済証番号 平成28年 8月10日 N第696号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 7月29日 沖縄県指令南土第819号
 - 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長306番12
 - 3 公共施設 なし
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市屋富祖二丁目11番地 9-201号三喜ハイツ 玉城和子
 - 5 検査済証番号 平成28年 8月10日 N第697号
 - 6 工事完了年月日 平成28年 7月14日
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年 9月20日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 9月 8日 沖縄県指令南土第941号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川201番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字宜保44番地豊見城住宅 7-206号 大城弘司
- 5 検査済証番号 平成28年 8月12日 N第698号
- 6 工事完了年月日 平成28年 7月27日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第148号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成28年 9月20日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成28年11月7日（月曜日）から同月11日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成28年11月11日にあつては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】11月11日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区分	講習期間	時間	場所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成28年11月10日（木曜日）から同月11日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成28年11月11日にあつては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考査】11月11日（金曜日）	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 20人
- (2) 追加取得講習 20人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事し

- た期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- 5 受講申込みに必要な書類
- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
- ア 新規取得講習 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- イ 追加取得講習 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し
- 6 受講申込手続等
- (1) 受付期間
- ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年9月26日（月曜日）から同月30日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成28年9月28日（水曜日）から同年10月4日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
- ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。
- 8 その他
- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第36号

収用しようとする土地 島尻郡与那原町字与那原猫瀬原2813番

土地所有者 不明 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

一般国道329号改築工事（与那原バイパス）裁決申請等事件その1に係る平成28年9月8日付けの裁決書（注意）上記書類を受領しないときは、平成28年10月11日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成28年9月20日

沖縄県収用委員会

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地 4</p>
--	---